

# 東京芸術劇場

令和3～8年度  
指定管理者

提案書類（事業計画書）

団体名 公益財団法人東京都歴史文化財団

所在地 千代田区九段北4-1-28

代表者名 日枝 久

※本事業計画書においては、ホール等の名称について下記のとおり表記します。

東京文化会館及び東京芸術 劇場条例に基づく表記		本事業計画書上の表記(通称)
大ホール	→	コンサートホール
中ホール	→	プレイハウス
小ホール1	→	シアターイースト
小ホール2	→	シアターウェスト
会議室	→	ミーティングルーム

# 目次

<b>課題2</b>	<b>〔管理運営の基本方針〕</b>	<b>1</b>
1	管理運営の基本方針と達成目標について	1
	(1) 基本方針と達成目標	1
<b>課題3</b>	<b>〔事業に関する業務〕</b>	<b>8</b>
2	施設の利用について	8
	(3) 利用料金	8
	(4) 舞台運営業務	11
4	館の事業を支える仕組みについて	13
	(1) 広報の充実	13
<b>課題4</b>	<b>〔館の運営に関する業務〕</b>	<b>14</b>
1	休館日及び開館時間並びに施設の機能向上について	14
2	館内サービスについて	15
	(1) 来館者への基本的なサービス	15
	(2) レストラン及びショップ等の運営	17
<b>課題6</b>	<b>〔館の管理その他に関する業務〕</b>	<b>18</b>
1	館の管理について	18
	(2) 危機管理体制の整備	18
2	地域等との連携の取組について	21

**提案課題 2 [管理運営の基本方針] 1 管理運営の基本方針と達成目標について**  
**(1) 基本方針と達成目標**

**1. 管理運営にあたって**

東京芸術劇場は音楽・演劇・舞踊等の芸術文化の振興とその国際的な交流を図るため、08年に及ぶ音楽舞台芸術の専門家による検討期間を経て、1990年（平成2年）に開館しました。世界で2番目の乗降客を誇るターミナル駅池袋の西口眼前に位置しているため、開館から約20年間は主に貸しホール・貸しスペースとして多くの公演団体等にご利用いただいていた。

しかし、21世紀に入り国や都の文化政策の方針転換により、公共の文化施設が「芸術文化の発信地」として重要な役割を担うことが期待されるようになりました。

そこで、東京芸術劇場は東京都の芸術文化評議会のもとに設置された「東京都の文化施設の在り方検討会」の答申に基づき、2009年（平成21年）7月に芸術監督として野田秀樹を迎え、東京の音楽・舞台芸術の中心的施設として新たな文化の創造・発信を行う劇場へと大きく舵を切りました。現在では、長期的な視点にたった作品創造や国内外への発信等を積極的に行うことで、劇場としての存在感を着実に高めてきています。

2012年（平成24年）には、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」（劇場法）が成立し、その前文にある「文化芸術を継承し、創造し、及び発信する…地域の文化拠点」として、全国で15ある特別支援施設に選ばれています。地域的には、池袋、そして東京をクリエイティブで刺激的でインテレクチュアルなまちに変えていく拠点として機能していきます。また、教育普及事業や地域に密着した事業を展開していくことで、地域の「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を図るとともに、「世界への窓」として、積極的に国際文化交流を促進していきます。さらに、劇場や芸術団体、観劇者数が集中する東京にある財団として、作品の企画制作、施設・設備の運用、組織・事業の管理運営などを行う専門人材の育成を使命と捉え、教育機関や他の劇場・音楽堂等との連携協力を深め、実践的な知識や技術を習得するための機会を積極的に設けていきます。

私たちは、東京芸術劇場のこれからのミッションとして、次の4つの事項を掲げます。



**ミッション**

※ミッションに対応する事業体系は、23ページ・課題3-1-(1)を参照

**☆芸術文化の創造・発信の拠点**

東京の音楽・舞台芸術を代表する顔として長期的な視点にたった作品創造と国内外への発信

**☆人材育成の拠点**

舞台芸術の現場をささえるプロフェッショナルの育成

**☆教育普及の拠点**

次代を担う子供たちへの本物の舞台芸術の伝達

**☆賑わいの拠点**

芸術の香りのする、誰にとっても楽しく賑わいのある空間の創出

少子高齢化が進む現代の流れの中で、オリンピック・パラリンピック終了後も文化プログラムの中心施設として、6年後にも活気あふれる芸術文化の創造・発信の拠点であり続けるために、次の基本方針に則った運営を行っていきます。

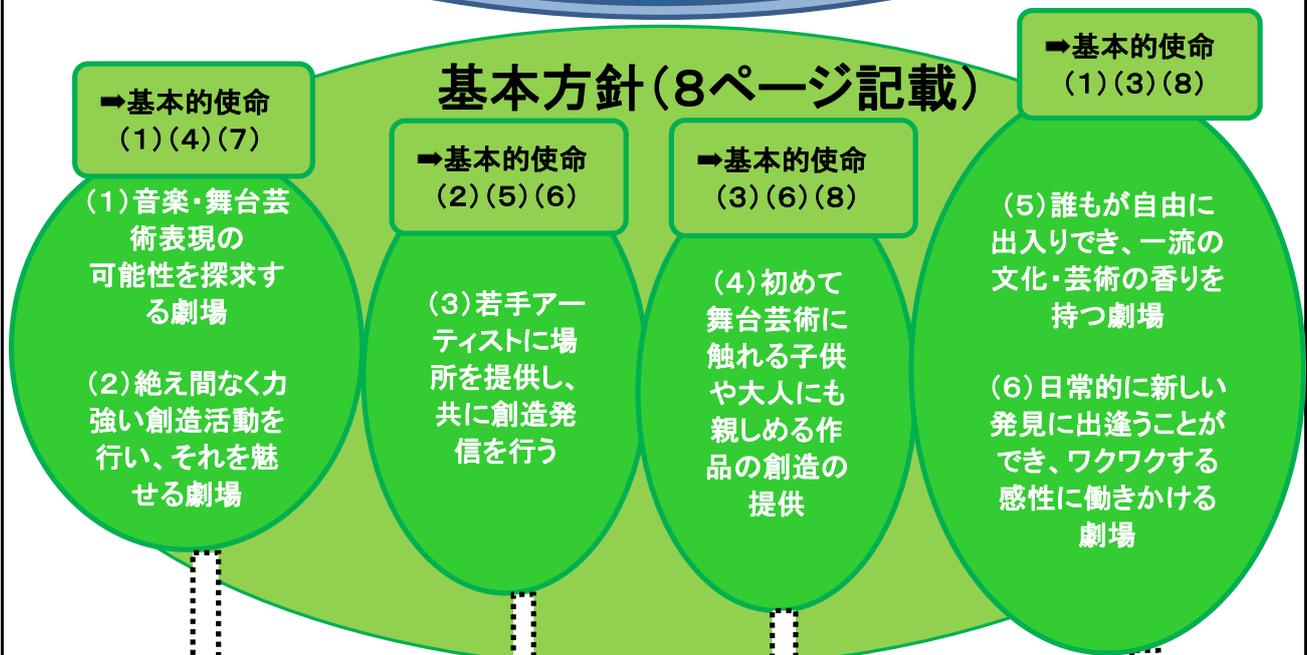
**事業者名・団体名**

公益財団法人東京都歴史文化財団

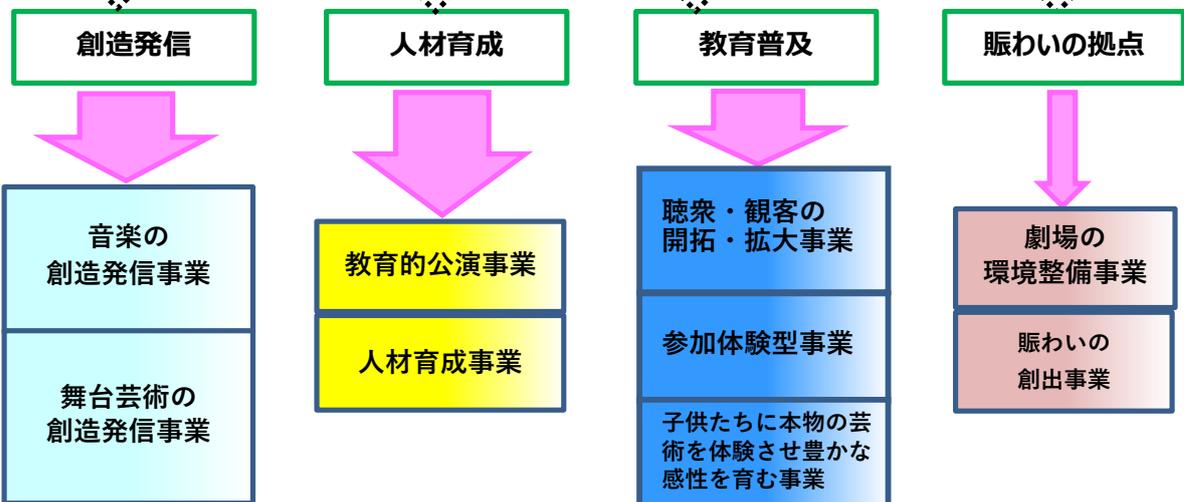
## 基本的使命(業務内容及び管理運営の基準)



## 基本方針(8ページ記載)



## 事業体系(23ページ記載)



提案課題2 [管理運営の基本方針] 1 管理運営の基本方針と達成目標について  
(1) 基本方針と達成目標

## 2. 基本方針

公共劇場は、音楽・舞台芸術が生まれる現場。ものが作られ、それを楽しめる場所ということを広く都民に訴求していきます。

これまで、音楽・舞台芸術に縁のなかった人や劇場の前を素通りしていた人が、参加交流し、共感の場であり、新しい発見をシェアできる居場所となることを意識して事業運営をしていきます。

**(1) 音楽・舞台芸術表現の可能性を探求する劇場**

**(2) 絶えまなく力強い創造活動を行い、それを魅せる劇場**

**(3) 若手アーティストに場所を提供し、共に創造発信を行う**

**(4) 初めて舞台芸術に触れる子供や大人にも親しめる作品の創造の提供**

**(5) 誰もが自由に入出りでき、一流の文化・芸術の香りを持つ劇場**

**(6) 日常的に新しい発見に出逢うことができ、ワクワクする感性に働きかける劇場**

## 3. 達成目標

私たちは、管理運営の基本方針の下、創造発信・人材育成・地域の賑わいを柱に、次の目標を掲げ、東京の音楽・舞台芸術を代表する顔として、芸術文化の発展と次代への継承に寄与していきます。

**(1) 音楽・舞台芸術表現の可能性を探求する劇場**

★財団重点目標1 最先端技術を活用した発信

□国内外の良質なオーケストラ公演、吹奏楽公演、また質の高い演奏家によるリサイタルや、現代音楽のフェスティバルなど、未来の音楽シーンを創造する事業を開催し、コンサートホールのブランドを向上していきます。

□世界主要都市の劇場及び著名演出家との共同制作、現代日本を代表する優れた舞台作品を東京から発信していきます。

□音楽・舞台芸術におけるわが国の国際プレゼンスを向上していきます。

【評価指標の例】

・オンライン・プログラム制作件数・アクセス件数

**(2) 絶えまなく力強い創造活動を行い、それを魅せる劇場**

□国内・国際共同制作の実施、国内外の大都市劇場と交流し共同事業の実施及び実験的な作品を含めた多彩な作品の創造をしていきます。

□劇場ツアーを定期的実施して、建物ばかりでなく、劇場の創作活動、人材育成・教育普及事業をPRします。

事業者名・団体名

公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題2 [管理運営の基本方針] 1 管理運営の基本方針と達成目標について  
(1) 基本方針と達成目標

**(3) 若手アーティストに場所を提供し、共に創造発信を行う**

- 東京芸術劇場の音楽家育成事業、演劇人育成事業、制作者の研修コースの充実を図ります。
- 若手の集団に発表の機会を提供します。

**(4) 初めて舞台芸術に触れる子供や大人にも親しめる作品の創造の提供**

- ★財団重点目標2 間口を広げ、主体的に関わる仕組みづくり
- ★財団重点目標3 「クリエイティブ・ウェルビーイング・トーキョー」に取り組む

- 多様な舞台作品の魅力味わってもらえる多彩なプログラムを展開します。
- 本物の舞台芸術に触れるのが初めてでも楽しめる工夫をします。

【評価指標の例】

目標2…はじめて施設に来館した人数・満足度、子供・若者の参加率

目標3…社会共生事業、福祉サービス事業の件数、参加者、満足度

**(5) 誰もが自由に出入りでき、一流の文化・芸術の香りを持つ劇場**

□芸術愛好家だけでなく、幅広い層に訴求するプログラムを用意する戦略的貸館と首都圏に数多く存在する実力ある劇団や楽団・制作団体との共催公演を実施できる劇場にしていきます。

- 劇場内で行われている公演についてレクチャーや楽しみ方のサポート(コンシェルジュ)をします。

【評価指標の例】

稼働率は、施設の維持管理に必要なメンテナンス日を確保した上で、最大限の目標を設定します。このように来場者・利用者双方に対し最高の満足を提供することにより、東京芸術劇場及び公演のステータスをさらに高めていくとともに、これまでの高い稼働率を維持していきます。

後半の3年間ににおいても、継続し高い稼働率を維持していきます。

	コンサートホール	プレイハウス	シアターイースト	シアターウエスト
コマ稼働率	70%	87%	96%	94%
日稼働率	80%	90%	96%	94%

◆稼働率

使用コマ(日)数/使用可能コマ(日)数

\*使用可能コマ(日)数には、メンテナンスに必要なコマ(日)を含めない。

**(6) 日常的に新しい発見に出逢うことができ、ワクワクする感性に働きかける劇場**

- ★財団重点目標3 「クリエイティブ・ウェルビーイング・トーキョー」に取り組む

□劇場前広場やアトリウム、ロアー広場にマルシェ(市場)を創り、物販からパフォーマンスアーツ等を交えて、新しい出逢いと好きを見つける場を提供していきます。

- 自己表現できる空間を創出します。

【評価指標の例】

・クリエイティブ・ウェルビーイング・トーキョー取組み件数

事業者名・団体名 公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題2 [管理運営の基本方針] 1 管理運営の基本方針と達成目標について  
(1) 基本方針と達成目標

4. 新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応を踏まえた運営

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、臨時休館していた東京芸術劇場は、国の緊急事態宣言が解除され、東京都が策定した「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」のステップ2に移行したことを踏まえ、令和2年6月8日(月)から開館しました。開館にあたっては、関連のガイドラインも踏まえ、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から必要な対策を講じております。

緊急事態宣言の発令による休館はこれまで施設の管理運営を担ってきた財団にとっても初めての経験であり、外出自粛や活動自粛により行動が制限されている中で文化施設が果たすべき役割として、事業計画書の「総合調整・共通事項」においてオンラインプログラムの編成やデジタルアーカイブの拡充を提案しています。

「新しい生活様式」に則った再開は財団にとって未曾有の取組であり、暗中模索の中での開館となっています。再開までの取組、また再開後の様々な取組を『「新しい日常」を踏まえた都立文化施設の運営のあり方』として、以下に示します。

(1) 劇場ホールの安全な運営に向けた取り組み

東京芸術劇場では、「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」(令和2年5月14日・令和2年5月25日更新)公益社団法人全国公立文化施設協会を参考に、東京都、財団の方針も踏まえて「東京芸術劇場の感染予防対策ガイドライン」を作成し、ホームページにも掲載し、感染症拡大防止に取り組むつつ、劇場の運営を行っております。

政府の緊急事態宣言解除ののち、施設の再開にあたり、施設管理者として消毒・換気の徹底、三つの「密」を解消し、ソーシャル・ディスタンスを確保するための準備を行い、来館者、主催者、関係者の皆様をお願いする事項について館内掲示、ウェブサイト、SNS等を活用して周知しました。

入館入口では手指消毒液を設置し、来場者には咳エチケット、マスク着用をお願いしています。

自主事業、貸館での事業運営に際しては、「クラシック音楽公演運営推進協議会」そして「緊急事態舞台芸術ネットワーク」の活動に全面的に協力し、これらが作成したガイドラインを参考に事業を進めてまいります。

このような対策を実施しながら、日々変化する感染拡大の状況を迅速に把握し、その状況によって対策を拡充・緩和しながら安心安全な運営を行います。

(2) 「Withコロナ」の課題と解決策

「Withコロナ」という新たな局面に入り、第2波の到来、「東京アラート」など変化する局面に対応しながら、「新しい日常」の中で感染防止対策と継続的な館運営の両立を図っていく必要があります。

【課題】

- ・良質な芸術作品への体験機会の減少、芸術文化への関心の低下
- ・貸館公演の中止による施設使用料の収入減、レストラン、ショップ、駐車場等の休業、営業不振による付帯事業収入減による館の事業収支の悪化

このような状況をふまえ、貸館・自主事業を以下のように運営します。

① 貸館運営

「Withコロナ」局面において

集客の見通しが立てにくく従来の経験や知恵を活かすことが難しい場合もあると考えていますが、まずは感染症対策を十分に取しながら、安心・安全に来場者が公演を楽しみ、出演者・スタッフがよりよいパフォーマンスが出せるよう上演環境の提供に努めてまいります。

国内外の良質な公演の誘致については、公演運営環境や音響、立地のよさや知名度など従来からの強みに加え、感染拡大防止への対応強化、また、収録・配信に関しての便宜を図ることにより、「Withコロナ」局面における安心・安全面、また、新たな収益確保の可能性をアピールし、継続的な利用と稼働率の維持向上を図ります。

例・サーモグラフィカメラ・画像確認装置の貸し出し

- ・現状の舞台・照明・音響という枠組みでの技術スタッフの編成に、収録・配信担当を加えるとともに、回線のスペック向上を図ることによる収録や配信への便宜提供

さらに、複合文化施設として、全館をあげた複合的な文化事業の実施検討等を進めるとともに、今後、様々な状況の変化に迅速、柔軟に対応していくことで、「Withコロナ」、「Afterコロナ」においても「東京の舞台芸術の顔」としての役割を果たしてまいります。

事業者名・団体名 公益財団法人東京都歴史文化財団

**提案課題2 [管理運営の基本方針] 1 管理運営の基本方針と達成目標について**  
**(1) 基本方針と達成目標**

**② 「Afterコロナ」を見据えた「Withコロナ」の自主事業**

**【良質な舞台芸術作品の提供】**

「Withコロナ」の局面においては、休館時には自主事業はもとより、実演家・実演家団体も公演の中止や延期せざる状況であるため、優れた舞台芸術の鑑賞機会の提供が断たれるだけでなく、実演家や実演家団体、それらを支える舞台芸術の専門家の活動の機会も失われ、収入も断たれるという状況に陥っています。

このような状況下における公立文化施設が担う役割として、以下の2点が重要と考えます。

1. どのような局面においても優れた舞台芸術を安定して提供していくこと
2. 舞台芸術を支える実演家や専門家等を支援していくこと

これらの実現に向けて、また、「Afterコロナ」を見据え、以下のような取組の実現を目指します。

**1. 安全対策を十分に整えた上で積極的な自主事業の実施**

経済的に困窮する状況下で公演の実現が困難な民間(=実演家・実演家団体=貸館主催者)との多様な連携を行いながら、東京芸術劇場が発掘・育成した人材や舞台芸術の専門家の活躍の場を創出します。

**2. 上記の作品・公演の配信**

これらの作品を収録し、「芸劇チャンネル」において配信することで、会場に足を運ばない観客に提供することで、優れた舞台芸術の鑑賞機会の拡大を図ります。

**3. 参加型ワークショップの改編と配信**

東京芸術劇場の多様な対象に向けたワークショップを改編し、「Withコロナ」の局面においても安心・安全に参加していただける環境を整えます。

さらに、「芸劇チャンネル」の配信に向けて既存の作品の改編や、新たな作品を制作して提供します。

これらの取組を通じて、「Afterコロナ」においても「舞台芸術の東京の顔」として生きた舞台芸術を提供を行いながら、優れた舞台芸術を配信を通じたより多くの多様な観客・参加者に提供してまいります。

**【安定的運営の基盤構築】**

自主事業では入場料収入や文化庁の助成金等に加え、附帯施設事業収入を繰り入れて運営しています。助成金の大半は対象経費の50%補てんとすることから、自己財源の確保は必須ですが、休館が長期に及ぶ場合には運営費の見込みを立てることが困難に、また、客席利用の制限による入場料収入減等、「良質な舞台芸術作品の提供」の安定的な実現は容易ではありません。

このような状況の解決に向けて、以下のような財源確保を目指します。

1. 共同制作の牽引役として、地方の公立文化施設等との連携を強化し、制作費の軽減を図ります。
2. 実演家・実演家団体と連携し、開催方法を工夫して入場料収入減を最小限に抑えます。
3. 主催事業の入場料金を他の文化施設や民間での公演事業等と比較検討し、今までのS席、A席、B席、C席という分け方だけでなく、もっと多様な席料金を考えるなど、来館者への利便性の向上を図った上で、料金の改定することを検討します。
4. 30周年記念事業におけるファンドレイズでさらにパワーアップした芸劇パートナー制度による協賛金制度に注力し、運営基盤の安定化を図ります。
5. 全館をあげた集客努力により、レストラン、ショップ、駐車場等の付帯事業収入の増加に努めます。

これらの取組を通じて、「Afterコロナ」においても、安定した資金調達を実現し、鑑賞機会の拡充を目指します。

**(3) 今後の事業運営のあり方**

「Withコロナ」における事業運営において培ったノウハウを、「Afterコロナ」では実施事業の拡大につなげていきます。

1. 運営費の削減と拡充を図り、提供する「舞台芸術」を拡充してまいります。
2. 「実演の場」としてのみならず、「オンライン」における鑑賞・体験の機会を提供してまいります。
3. これらの事業運営を通じて、実演家やそれらを支える舞台芸術の専門家を多角的に安定して支援してまいります。

**事業者名・団体名** 公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題2 [管理運営の基本方針] 1 管理運営の基本方針と達成目標について  
(1) 基本方針と達成目標

**(4) 都の文化政策の実現に向けた運営戦略と取組の見直し**

【これまでの達成状況】

管理運営の基本方針として、「創造発信」「教育普及活動」「人材育成」「賑わいの創出」を4つの柱として実施しました。

①「創造発信」

音楽事業では、若い才能による創造活動として「Born Creative Festival」を継続開催、コンサートホールのシンボルでもあるオルガンを使った各種公演や、セミステージ形式の新演出のオペラとして話題となるシアターオペラの国内共同制作幹事館を努めるほか、ピアノデュオでのライブ感を提供するVSシリーズ等話題性のある演目を実施しました。

演劇事業では芸術監督野田秀樹によるNODA・MAPの公演や、世界のトップを走る海外演出家を招聘しての国際共同制作公演だけでなく、ロンドンや台湾等での海外公演など国際交流を推進しました。

コンテンポラリーダンスの分野においても芸劇dance等注目度の高い公演を提供しました。

②「教育普及活動」

ワークショップや舞台技術系セミナー、劇場・バックステージツアー等、子供や大人が楽しみながら芸術文化に対する興味の促進に寄与しました。

③「人材育成」

芸劇オーケストラ・アカデミー・フォー・ウインドや東京演劇道場により若手アーティストを育成しその公演を実施、芸劇eyes等若手提携公演を実施しました。

④「賑わいの創出」

コロナ禍で一部停滞してしまった「国際交流」と「賑わいの創出」について、後半3年間の取組として努めてまいります。

【今後の見通し】

「東京文化戦略2030」及び都立文化施設運営指針に基づき、魅力ある施設運営に努めてまいります。

○地域との連携強化

- ・10か月の工事休館中にブランディングプロジェクトを設置し更なる魅力向上を図ります。
- ・池袋西口再開発のエリアマネジメントに積極的に参画し周辺地域と連携を進めていきます。
- ・各種フェスティバル実施に際しては、隣接するグローバルリングや街なかプログラムを展開し、芸術文化を地域に染み出させる役割を担います。

○子供の感性を育む取組等

- ・令和5年度に行った東京都教育庁の学校単位の取組について、東京芸術劇場の事業を最大限に活用してプログラムの充実を図り、子供個人がアート体験を深める場を提供していきます。

○ウェルカムユースの拡充検討

- ・財団では、若年層を対象とし、プロモーション企画やプレゼント等の実施とともに、展覧会への無料招待を行うことにより、若年層が自らの意思で芸術文化に直に触れ、多彩な魅力を感じることで、文化に親しみきっかけづくりを創出し、将来の観客層を育むWelcome Youthに取り組んできました。
- ホール2館の公演も対象にする等、Welcome Youthの取組の更なる鑑賞機会とともに、若年層向けの広報及びプロモーションの拡充を図ってまいります。

○人材育成の取組

- ・プロフェッショナル人材養成について、アーツアカデミーとして育成して来た基盤を活用し、専門人材の育成に向けた実践的なスキル習得のプログラムを用意する他、より多くの人に受講の機会を提供できるよう間口を広げていきます。
- ・「東京のはら表現部」の活動について、都内の知的障害者通所施設や特別支援学級などを有する小中学校へのアウトリーチ活動を進め、そのための専門人材の育成を継続強化していきます。

○収支計画達成の取組

- ・各事業、執行管理表による予算実績管理を徹底しリスクマネジメントを徹底いたします。

東京芸術劇場は池袋西口エリアを代表とするシンボルであり、鑑賞・観劇以外の目的の方も飲食や待ち合わせなど多くの方が来館されます。アトリウムや劇場前広場の活性化を図るとともに、池袋西口公園グローバルリングの活用など豊島区との一層の連携を図り、地域住民の方や池袋を訪れた方、親子連れや高齢者、ハンディキャップをお持ちの方まで、誰もが親しみを持ち、気軽に文化芸術に触れることができる劇場づくりを目指してまいります。

事業者名・団体名

公益財団法人東京都歴史文化財団

**提案課題3 [事業に関する業務] 2 施設の利用について  
(3) 利用料金**

**1. 区分**

利用区分については、東京文化会館及び東京芸術劇場条例の定めにより、次のとおり設定します。

**2. 設定料金**

**(1) 考え方**

利用料金は原価計算を基礎とし、更に公的施設という側面を加味した上限額が条例で定められています。財団は、上限額の範囲内で、他の類似施設の利用料金を考慮し、競争力のある料金を設定します。料金体系や料金区分については、現行の方式が主催者の理解を得て定着しているため、基本的に現行通りの設定と致します。なお、施設毎の設定の考え方は以下のとおりです。

- ・コンサートホール…基本的には、他の同規模施設との均衡上、上限額よりも低い料金設定とします。
- ・プレイハウス…他の同規模施設との均衡上、上限額よりも低い料金設定とします。
- ・シアターイースト、シアターウエスト…同上
- ・展示ギャラリー1…現状において稼働率が極めて高く、上限額に合わせた料金設定とします。
- ・展示ギャラリー2…上限額に合わせた料金設定とします。
- ・展示室…他施設の料金との均衡上、上限額よりも低い料金設定とします。
- ・リハーサル室…稼働率が低く、他施設との均衡上、上限額よりも低い料金設定とします。
- ・会議室…稼働率を維持するため、上限額よりも低い料金設定とします。

※附属設備も含め、具体的な金額については、東京都と協議してまいります。

**東京芸術劇場利用料金表**

施設		使用時間区分	平日				休日				単位/円
			午前 9:00 ~12:00	午後 13:00 ~17:00	夜間 18:00 ~22:00	全日 9:00 ~22:00	午前 9:00 ~12:00	午後 13:00 ~17:00	夜間 18:00 ~22:00	全日 9:00 ~22:00	
大ホール	芸術文化団体等	入場料の額が10,000以下	228,000	456,000	570,000	1,140,000	242,000	484,000	605,000	1,210,000	
		入場料の額が10,000円を超え30,000円以下	236,000	472,000	590,000	1,180,000	252,000	504,000	630,000	1,260,000	
		入場料の額が30,000円を超えるとき	270,000	540,000	675,000	1,350,000	288,000	576,000	720,000	1,440,000	
	芸術文化団体等以外	入場料の額が10,000以下	210,000	420,000	525,000	1,050,000	222,000	444,000	555,000	1,110,000	
		入場料の額が10,000円を超え30,000円以下	216,000	432,000	540,000	1,080,000	230,000	460,000	575,000	1,150,000	
		入場料の額が30,000円を超えるとき	244,000	488,000	610,000	1,220,000	260,000	520,000	650,000	1,300,000	

事業者名・団体名 公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題3 [事業に関する業務] 2 施設の利用について  
(3) 利用料金

区 分		午前 9:00 ~12:00	午後 13:00 ~17:00	夜間 18:00 ~22:00	全日 9:00 ~22:00	大リハーサル室 (音響調整室を含む。)				
楽 屋	大ホール楽屋No.1	3,200	6,400	8,000	16,000	12,000	24,000	30,000	60,000	
	大ホール楽屋No.2	1,500	3,000	3,800	7,600	5,800	11,000	14,000	29,000	
	大ホール楽屋No.3	1,500	3,000	3,800	7,600	4,000	8,000	10,000	20,000	
	大ホール楽屋No.4	1,300	2,600	3,200	6,500	No.3(音響調整室を含む。)				
	大ホール楽屋No.5	600	1,200	1,600	3,200	7,200	14,000	18,000	36,000	
	大ホール楽屋No.6	600	1,200	1,600	3,200	小リハーサル室				
	大ホール楽屋No.7	600	1,200	1,600	3,200	No.1	2,400	4,800	6,000	12,000
	大ホール楽屋No.8	800	1,700	2,100	4,300	No.2	2,400	4,800	6,000	12,000
	大ホール楽屋No.9	1,700	3,400	4,300	8,700	展示室				
	大ホール楽屋No.10	2,000	4,300	5,400	10,900	展示ギャラリー1				130,000
	大ホール楽屋No.11	5,200	10,000	13,000	26,000	展示ギャラリー2				47,000
中ホール		150,000	301,000	377,000	754,000	展示室No.1				19,000
中ホール楽屋	中ホール楽屋No.1	2,000	4,300	5,400	10,900	展示室No.2				20,000
	中ホール楽屋No.2	800	1,700	2,100	4,300	中継室				
	中ホール楽屋No.3	600	1,200	1,600	3,200	No.1	600	1,200	1,600	3,200
	中ホール楽屋No.4	800	1,700	2,100	4,300	No.2	800	1,700	2,100	4,300
	中ホール楽屋No.5	600	1,200	1,600	3,200	録音室				
	中ホール楽屋No.6	600	1,200	1,600	3,200	600	1,200	1,600	3,200	
	中ホール楽屋No.7	1,300	2,600	3,200	6,500	ロビー、エントランスその他の施設(規則で定める施設又は部分を除く)				
	中ホール楽屋No.8	3,000	6,000	7,500	15,000	1平方メートル				200
	中ホール楽屋No.9	2,000	4,300	5,400	10,900					
	中ホール楽屋No.10	1,500	3,000	3,800	7,600					
	中ホール楽屋No.11	1,700	3,400	4,300	8,700					

単位/円

区 分		午前 9:00 ~12:00	午後 13:00 ~17:00	夜間 18:00 ~22:00	全日 9:00 ~22:00
小ホール	小ホール1	37,000	74,000	92,000	185,000
	小ホール2	39,000	78,000	98,000	196,000
小ホール1楽屋	小ホール1楽屋No.1	1,700	3,400	4,300	8,700
	小ホール1楽屋No.2	1,700	3,400	4,300	8,700
	小ホール1楽屋No.3	600	1,200	1,600	3,200
	小ホール1楽屋No.4	600	1,200	1,600	3,200
小ホール2楽屋	小ホール2楽屋No.1	600	1,200	1,600	3,200
	小ホール2楽屋No.2	600	1,200	1,600	3,200
	小ホール2楽屋No.3	1,700	3,400	4,300	8,700
	小ホール2楽屋No.4	1,700	3,400	4,300	8,700
大会議室		9,800	19,000	24,000	49,000
小会議室	No.1	1,400	2,900	3,700	7,400
	No.2	1,300	2,600	3,200	6,500
	No.3	1,500	3,000	3,800	7,600
	No.4	1,500	3,000	3,800	7,600
	No.5	3,000	6,000	7,500	15,000
	No.6	1,300	2,600	3,200	6,500
	No.7	3,000	6,000	7,500	15,000

事業者名・団体名 公益財団法人東京都歴史文化財団

**提案課題3 [事業に関する業務] 2 施設の利用について  
(3) 利用料金**

**3. 割引の考え方**

利用料金の減額、免除については、施行規則に基づき、普及促進、福祉的及び戦略的観点から作成する財団の利用料金要綱を遵守し実施します。

利用料金要綱に定める減免事由	官公署が直接公共のために使用するとき	25%減額
	都内の小学校、中学校及び高等学校並びにこれに準ずるものが、児童又は生徒のために音楽又は演劇等に関する事業を実施するために使用するとき	50%減額
	若手芸術家の創造活動又は伝統文化活動を支援する事業で知事が指定する事業を実施するために施設等を使用するとき	免除
	館が主催又は共催する事業に使用する場合で、館の振興のために特に必要があると認められる	50%減額
	東京文化会館及び東京芸術劇場条例施行規則(以下「規則」という。)第5条に規定する団体が、定期演奏会のために大ホールを使用するとき	15%減額
	規則第6条に規定する団体が大ホールを使用するとき	15%減額
	都内のアマチュアの文化団体等が、中ホール、小ホール1、小ホール2及びリハーサル室を営利目的以外に使用する場合で、芸術文化振興のために適当と認められるとき	25%減額

館長が特に必要があると認めるときとは、具体的には以下のような場合を定めています。

- ①後援、協賛等の名義の使用を承認するなど館の振興に寄与することが明確であるとき。  
50%以内の減額
- ②稼働率向上が見込まれるなど、運営上の効果が大きいと認めるとき。  
50%以内の減額
- ③その他、実施事業が館の運営方針と合致し、特段の配慮が必要であると認めるとき。  
免除

- ・各ホール、リハーサル室及びミーティングルーム等を人材育成事業で利用した場合について、利用料金減免制度の整備等、利用料金の仕組みも含めて検討し人材育成事業の更なる推進を図ります。
- ・これによる施設利用料収入の減少については、影響額等を分析した上で財団内での調整を図り、収支上影響がない範囲で実施してまいります。

**事業者名・団体名** 公益財団法人東京都歴史文化財団

**提案課題3 [事業に関する業務] 2 施設の利用について  
(4) 舞台運営業務**

**1. 基本的な考え方**

(1) 安全・確実なサービスの提供

創造型劇場での舞台運営業務は、創造性かつ実践的な技術が必要とされます。そこで、十分な経験と専門的知識を有する劇場の舞台技術系職員を配置することで、多彩な演出や危険を伴う作業においても安全かつ確実に、さらに管理主導ではなく創造的な運営をしていくことが可能となります。また、安全かつ確実なサービスの提供とともに、主催者の要望に応えられるよう経験と技術力を活かし、公演成功のためにサポートします。

(2) 主催者が利用しやすい環境の維持

主催者と、公演前(1か月前後)に舞台技術系及びホール担当の職員で、リハーサル・本公演(舞台装置・照明・音響の操作など)に係る準備に向けて綿密な打合せを行い、円滑な公演が行える舞台運営を確実に行ってまいります。また、日常点検も含めてメンテナンス計画を立て設備環境を維持し、利用しやすい劇場を目指します。

(3) 舞台技術水準の維持・向上

劇場独自の技術研修会、創造型劇場による公共劇場舞台技術者連絡会、全国公立文化施設協議会等のワークショップなどにも参加して、舞台運営の技術水準を維持するとともに、自主事業のスタッフとして創造現場に参加することで実践力、技術力の向上を目指していきます。また地方との連携事業にも積極的に関わることで他館の技術者との交流を図ることができ、劇場の抱える共通の問題点を解決していく能力を養っていくよう努めます。

(4) 舞台技術者スタッフの育成

現在実施の舞台技術セミナーや高校演劇対象のワークショップ、バックステージツアー、インターシップの受け入れのほかに東京都高校演劇中央大会や東京演劇大学連盟による公演等にも技術協力や技術指導にかかわることが自らの知識や技術の習得につながるという視点に立った実践をしていきます。さらに文化会館との技術連携、技術協力によりオペラから演劇舞踊と幅広い実践と経験の場を有効に生かした技術スタッフの育成も考えていきます。また海外との交流、招聘公演にもいかに技術コミュニケーションができる人材育成をするためにも在外派遣制度などでの研修も視野にいれて技術力、コミュニケーションアップを図っていきます。

(5) 持続可能な事業展開

舞台芸術の製作物等、再演時の再利用に着手します。保管場所の確保を検討し、今後、更なる環境負荷軽減を図ります。

**2. 業務範囲**

(1) 舞台管理運営業務

劇場の特性を踏まえた創造的な舞台運営の企画・提案、舞台技術予算の管理、メンテナンス保守契約、技術データの整備、中長期の設備改善計画、自主事業等における技術進行および管理運営業務を行います。

(2) 舞台技術委託業務

コンサートホール、プレイハウス、シアターイースト、シアターウエストの4ホール等の舞台機構・照明設備機器・音響設備機器の準備・操作管理業務を委託して舞台管理運営がスムーズに行くように努めます。

<委託業務内容>

- ① 舞台周辺全般にわたっての安全確保を最優先とする管理運営
- ② 4ホール等の舞台機構、照明、音響、映像、通信設備の操作及び管理業務
- ③ 主催事業等における舞台制作過程及び公演にかかわる舞台技術操作業務
- ④ 貸館事業における施設利用者との打合せ、資料作成、助言、技術サポート業務
- ⑤ 可動客席、反響板、オーケストラピット等の設営及び復元作業
- ⑥ 備品等の維持管理、軽微な修理及び製作業務並びに各諸室等の整理整頓業務
- ⑦ 保守点検作業の協力及び設備・機器の日常点検整備業務
- ⑧ その他舞台技術及び劇場運営管理に関連する業務

事業者名・団体名

公益財団法人東京都歴史文化財団

**提案課題3 [事業に関する業務] 2 施設の利用について  
(4) 舞台運営業務**

**3. 委託業務の履行確認**

職員の指導・監督のもと、以下の履行確認を行い、劇場の安全確保を行っていきます。

(1) 業務日報による報告

ホールごとに舞台運営の行われた状況を、毎日日報として提出するよう委託事業者に義務づけてまいります。

(2) 故障時の対応

舞台機構、照明・音響設備等、舞台運営上必要な設備全般について日々動作確認を行い、故障があれば即日報告するよう徹底を図ります。

(3) 緊急時の報告・対応

緊急対応が必要な事態にあつては、舞台技術業務受託業者と共に、「危機管理マニュアル」に基づき、出演者・スタッフ・観客の安全確保と二次災害の防止措置等を目的に定期的に訓練を実施するなど適切な対応ができるよう体制を構築してまいります。

**4. トラブル対応と安全作業**

(1) 発生したトラブルの種類ごとにその対応を記録し、マニュアルとして定め、舞台技術業務受託業者に指示をすることによって、公演の円滑な進行を行ってまいります。その中で、公演中止等の事態になった場合を想定した手順についても定めてまいります。

(2) 上記危機管理、トラブル対応も含め、芸劇版安全に関するガイドラインの見直しを毎年行います。

劇場等演出空運用基準協議会作成の「劇場等演出空間の運用及び安全に関するガイドライン」をもとに劇場スタッフで毎年安全会議を実施し、芸劇版のガイドラインの見直しや問題点を話し合い、安全作業に関する意識を深めていきます。

**5. 新たな舞台技術者の人材育成**

(1) 都内公立文化施設等の施設管理職員向けの舞台技術講習や見学会を実施し、都内ホール等の問題点も含めた相談窓口になります。

(2) 公益社団法人日本芸能実演家団体協議会(芸団協)のフェローシップや全国公立文化施設協会の国内派遣制度による地域の舞台技術者の研修派遣を受け入れます。また舞台芸術系大学のインターンシップも対象にした受け入れも行います。

(3) 将来、劇場が専門人材の育成場となるように公共劇場舞台技術者連絡会加盟の公共劇場が共同連携して計画します。

(4) 海外との交流、連携ができる人材を育成することも重要になっています。積極的に海外カンパニーとの交流や海外の新しい技術情報の収集にも努めていきます。

**事業者名・団体名**

公益財団法人東京都歴史文化財団

**提案課題3 [事業に関する業務] 4 館の業務を支える仕組みについて  
(1) 広報の充実**

**1. 実施方針**

東京芸術劇場のブランドを確立し、その魅力を広く広報します。  
世界で2番目の乗降客を誇るターミナル駅池袋の西口眼前に位置する抜群の立地条件や、大中小4つのホールとギャラリー、会議室、リハーサル室などをもつ複合施設としての利便性や規模などハード面の広報だけではなく、東京の音楽・舞台芸術の創造・発信を行う日本を代表する施設としての魅力を、全国さらには世界に向けて発信します。  
公式サイト、広報誌などの定期刊行物、ポスター・フライヤーなどの印刷物、ツイッター等SNSメディア、館内サイネージ、首都圏主要スポットでの定期的な広告宣伝など、多岐にわたる媒体を通じ、自主事業をはじめとする演目や劇場の活動総体を広く広報し、ワールドクラスのパブリック・シアターとしての「ブランディング確立」と「来館促進」を図ってまいります。

**2. 具体的取組**

**(1) 各種広報媒体による広報**

**(ア) 公式サイト**

利便性が高く、東京芸術劇場のブランドを明確に表現するデザイン・レイアウトを追求した公式サイトを継続し、その拡充を図ります。トップページを始め、各コンテンツを充実させ、「公演・事業案内」をはじめ「劇場施設紹介」「スケジュール」その他劇場の多様な活動をできるだけ逐次的・即時的に情報発信できるよう、適切に人材を配し管理運営を行い、社会情勢の変化や利用者のニーズに応え得る柔軟な情報発信を目指します。

現行WEBサイトは運用開始から既に10年以上が経過しているため、最新のアクセシビリティ基準や保守性に沿わない箇所が発生している。そこで、劇場改修工事中のアクセス数が低下する期間中にWEBサイトを全面リニューアルし、利用者の利便性向上を図ります。

**(イ) 広報誌の発行**

劇場自らが編集し発行する広報誌を、年4回発行していく予定です。

ホール毎の公演予定の演目をすべて網羅的に掲載することで、来館者への情報提供はもとより、ホール利用者への広報支援にもつなげ、劇場の活性化、利用誘致などにつなげていきます。

劇場ブランドイメージの伝達し、劇場文化への親しみを醸成し、劇場が身近な存在になるよう貢献していきます。

**(ウ) 財団発行の広報サイトを通じた情報提供**

財団運営の公式サイトに、主催・共催・提携事業等の情報を提供し、コンテンツ作成に協力するとともに、幅広い客層にPRしていきます。

**(エ) 財団発行広報刊行物を通じての情報提供**

財団発行の広報刊行物の割り当てられた紙面内で、各種事業内容を掲載し、財団総体としてのスケールメリットとブランド力を有効に活用し、劇場全体のイメージアップを図っていきます。

**(オ) 東京都各広報媒体との連携**

「広報東京都」や都及び都関連公式サイト等への掲載を促進し、東京都のパブリシティ力を最大限に活用した事業広報を図る。さらに、都が推進するシティ・セールス戦略や、インバウンド(観光客)対策とも連携し、多くの人にとって魅力的な劇場のアピールを継続的に図っていきます。

**(2) 広報戦略の考え方**

**(ア) 広報ツールの多角化と各ツールの活性化**

劇場としての活動・事業内容は多岐に渡ることが予想されるため、各活動・事業ごとにターゲットやマーケティング分析をしっかりと行い、適切な広報媒体と連動して、効果的な広報展開を図っていきます。

劇場の活動の中心となる各舞台芸術主催・共催・提携事業の広報宣伝はもちろんのこと、劇場施設の利用促進や、劇場内の様々なサービス施設の活性化を目指し、電波、紙、ウェブサイト、さらには交通広告やサイネージ媒体など様々なメディアを通して効果的な広報を展開していきます。

**(イ) 地域連携やネットワークを通じたきめ細かい広報連動**

マスメディアや交通広告等、幅広い層に向けた大規模な広報展開に加え、自治体や近隣商業施設、さらには地域住民とも連携し、事業ごとの固有ターゲットに絞ったコミュニティなどを通じてきめ細かい広報を有機的に展開し、利用者促進、劇場の活動への関心を喚起するために有効な広報宣伝活動を行っていきます。

付帯するショップやレストランなどアメニティ・サービスも来館者促進の大きな要因となるため、それらと連動した広報宣伝やキャンペーン展開にも力を入れていきます。さらに、無料Wi-Fiサービスやパブリック・スペースの環境整備を促進し、劇場そのものの魅力を増大させていきます。

事業者名・団体名 公益財団法人東京都歴史文化財団

## 提案課題4【館の運営に関する業務】 1 休館日及び開館時間並びに施設の機能向上について

### 1. 開館時間の考え方

開館時間は、東京文化会館及び東京芸術劇場条例施行規則で定められている午前9時から午後10時となっており、利用者（公演団体及びお客様）にとっても最適な時間帯と考えます。

また、当劇場は、ホール、展示ギャラリー、リハーサル室及び会議室等を有する複合施設であり、利用者のニーズも一様ではありませんが、館の運営効率を考慮して、統一した施設使用時間とします。ただし、一部のテナントの閉店時刻については、観劇後のお客様サービスを考慮し、午後11時までとします。

### 2. 休館日及び臨時開館

休館日は、夏季期間の7月中旬から9月上旬において10日間、年末年始の12月28日から1月3日までとなっています。また、臨時休館日は施設・設備の定期点検のため月1～2日程度を設定します。

東京芸術劇場の冷凍機の圧力容器は年1回の法定点検が義務づけられており、準備等を含め1週間程度点検に要します。

臨時休館日については、大ホールの利用受付が18月前からのため、概ね2年前には決定します。決定後、主催者の都合により、時に臨時休館日に搬入・搬出、リハーサル等を実施せざるをえない状況が生じる場合がありますが、その場合は、支障なく利用いただけるよう、柔軟な対応に努めてまいります。

また、近年、公演団体から年末年始利用の要望が高まる傾向にあり、こうした利用希望があった場合には、条例上、休館日であっても、円滑な公演ができるように積極的に対応します。

令和6（2024）年9月30日から令和7年（2025）年7月中（予定）まで、設備更新工事のため休館予定です。約10か月の休館期間に「ブランディングプロジェクト」を設置し、当館の更なる魅力向上を図ります。創造発信型劇場に加え地域に開かれた劇場として芸劇ブランドを再確認し、その発信方法や館内掲示物、また、HPリニューアル、SNS発信等に反映させていきます。

### 3. 多言語化

前期指定管理期間では、外国人旅行者の急増や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、外国人がストレスなく芸術文化に触れることができる環境を整えるため、ハード面の多言語化の体系的な整備、ICTや音声ガイド等の活用やショップ・レストラン等を含めたスタッフ対応等ソフト面での充実について、欧米・アジア諸国の主要な文化施設の水準を参考に対応方針を策定するとともに、お客様の利用実態に即した対応計画を策定し取り組んでまいりました。

今期指定管理期間においても、必要な措置は東京都協議の上、前期指定管理期間において達成した水準を維持していくとともに、お客様のニーズを踏まえ、最先端技術の活用等により更なる充実を図ってまいります。

#### 【前期指定管理期間の取組】

ホール施設内のサインの見直し、広報物、チラシ等の多言語化

### 4. バリアフリー化

前期指定管理期間では、超高齢社会への対応や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、あらゆる人がストレスなく芸術文化に触れることができる環境を整えるため、事業やお客様サービス等ソフト面のバリアフリー化について、お客様のニーズを踏まえた対応方針を策定するとともに、利用実態に即した対応計画を策定し取り組んでまいりました。またハード面のバリアフリー化についても、整備を進めてまいりました。

今期指定管理期間においても、必要な措置は東京都協議の上、前期指定管理期間において達成した水準を維持していくとともに、多様性のある社会の実現に向け更なる充実を図ってまいります。

#### 【前期指定管理期間の取組】

点字案内板の設置、点字ブロックの整備、コンサートホール客席へ手すり設置  
誰でもトイレ火報連動装置設置（聴覚障害）

### 5. 利便性の高い決済手段等

チケット販売窓口では、高額なチケットをお買い求めになるお客様いらっしゃるため、クレジットカード決済を導入し、利便性の向上を図ってまいりました。今後もお客様にとって利便性の高い決済手段の充実を検討してまいります。

事業者名・団体名

公益財団法人東京都歴史文化財団

**提案課題 4 [館の運営に関する業務] 2 館内サービスについて  
(1) 来館者への基本的なサービス**

来館者・主催者に対するサービスの基本は、お客様の目線に沿った懇切丁寧な対応です。日常的にはきめ細やかな、そして緊急時には迅速・確実な対応を徹底します。受付・警備・清掃そして場内案内について、専門的な訓練を受けたスタッフを擁する事業者に委託し、それぞれ研修を繰り返すことにより、接遇のレベルを常に高く保ってまいります。

### 1. 受付案内業務

(1) 来館されるお客様及び主催者に対する案内業務の実施

- ◎楽屋口・施設貸出窓口業務
  - ・代表電話による問い合わせ対応
  - ・主催者への鍵・セキュリティーパスの貸出及び返却受領
  - ・来館者の館職員への取り次ぎ 等
- ◎ボックスオフィス総合案内・施設貸出窓口
  - ・チケット管理補助及び取扱業務
  - ・チケット料金及び施設利用料金等の入金管理等
  - ・来館者に対する各種案内
  - ・催物宣伝物等の掲示・配架・整理

各公演の当日券情報は、HPに掲載しています。HPに加え、SNSで発信することで広く周知することができます。当日券の有無や購入の仕方など各公演日により異なるため、きめ細やかな対応を行い、一人でも多くの来館者の獲得を目指します。

### 2. レセプションサービス

(1) コンサートホール、プレイハウス、シアターイースト、シアターウエスト(公演日のみ)

場内案内、入場券もぎり、荷物預かり、座席案内、場内アナウンス、  
問い合わせ対応、救護・非常時誘導補助

### 3. 託児サービス(有料)

(1) 東京芸術劇場の来館者・利用者を対象にした有料託児サービスを提供

- ・基本的なサービスとして位置付けていきます。
  - ・芸劇の託児サービスは、公演を鑑賞するだけでなく、公演に参画する利用者も対象としていることが大きな特徴であり、子育て世代がコンサート鑑賞や観劇等を楽しむことができるとともに、芸術文化の創造発信に寄与する環境を整備しています。
- 指定期間中間年の見直しに際し、今後更に託児サービスの安定的な運営を図っていきたいと考えています。財源については、今後、影響額等を分析した上で、既存の指定管理料をベースとした収支への影響が予想される場合には、財団内での調整に加え、東京都との調整を図ってまいります。

**事業者名・団体名** 公益財団法人東京都歴史文化財団

**提案課題 4 [館の運営に関する業務] 2 館内サービスについて  
(1) 来館者への基本的なサービス**

**4. その他のサービス**

(1) コインロッカー

お客様に快適な環境で公演を楽しんでいただくために、手荷物等を預けるためのコインロッカーをシアターイースト・ウエストに設置しています。リターン方式（シアターイースト・ウエストに各30台）

(2) 休憩室(救護室)

気分がすぐれないお客様の体調が回復するまでの間、休息していただくための部屋をバックヤードに設置・運用してまいります。

(3) 身障者用設備

身体に障害のある方々にも気軽にご利用頂くため、身障者用エレベーター及びトイレの設置はもとより、スロープ、点字ブロック等を整備しています。

- ・身障者用エレベーター 7基（1・3・7・9・10・11・12号機）
- ・身障者用トイレ 8か所
- ・多目的トイレ(おむつ替え対応) 2か所
- ・身障者用駐車場（予約受付）
- ・リフト2基(プレイハウス内・地下鉄通路)

(4) 海外からの来館者等へのサービス充実

アジアから来日する外国人の増加や東京2020大会後に海外から日本を訪れる外国人は増えていきます。来日した外国人に当館をご利用していただけるよう、次のような取組を進めています。

- ①ホール施設内のサインの見直し、広報物、チラシ等の多言語化
- ②海外からのチケット購入の促進
- ③訪日外国人のチケット購入促進

劇場周辺のホテルや豊島区観光協会の協力を得て、訪日外国人向けのPRを強化します。手軽な劇場ツアーを始め、音楽公演、演劇公演の情報を提供し、チケット購入促進につなげてまいります。

(5) 公演関連企画の提供

館内ギャラリーやアトリエを利用した関連展示企画を推奨するとともに、館内テナントや近隣ホテルの協力を得ながら、公演に関連したメニューやグッズの販売、サービス提供を行うなど継続的に取り組んでいきます。

**提案課題 4 [館の運営に関する業務] 2 館内サービスについて  
(2) レストラン及びショップ等の運営**

東京芸術劇場を利用されるお客様がくつろげる施設として、館内にレストランやショップを設置し、来館者サービスの提供を行います。また、ホール公演時には主催者の要望に応じて、パーコーナーを各ホール毎に運営します。また、地下には有料駐車場を設置し、来館のお客様にご利用いただきます。

また、来館者向けの有料託児サービスの提供を行い、子育て世代が安心してコンサート鑑賞や観劇、会議出席等ができる環境を整えてまいります。

### 1. レストラン・カフェの運営方針

劇場を訪れたお客様にゆったりとした時間を感じていただくために、特にレストラン・カフェ等の飲食施設については、魅力あるメニューとホスピタリティ溢れる総合的なサービスを提供することが重要だと考えております。そのため、利用者層のニーズに応じ、軽食からランチ・ディナーの品ぞろえを行うなど、幅広い客層に対応できる運営に努めてまいります。また、スタッフの接客研修の実施を事業者に課すなど、劇場内飲食施設としてふさわしいお店づくりを不断に努めてまいります。

### 2. グッズショップ・スタジオの運営方針

グッズショップにおいては、来館されたお客様が公演の感動を思い出としてお持ち帰りいただけるような品をそろえ、販売してまいります。

また、劇場に相応しい商品を提供するため、見やすく買いやすい店舗の運営を行い、劇場のイメージアップにつなげてまいります。

スタジオにおいては、一人や少人数で気軽に練習をしたいというニーズに応え、地下の劇場施設のリハーサルルームとの利用者の棲み分けを図るため、より小さなお部屋を複数用意し、更に1時間単位での料金設定を行うなどして、利用者に対してきめ細かなサービスを提供してまいります。

### 3. 有料駐車場の運営方針

駅前の駐車場として、来館されるお客様をはじめ多くの方にサービスを提供してまいります。身体の不自由な方が公演のために来館される場合、事前に連絡をいただければ駐車スペースを確保し、障害者手帳の提示により、一定時間内は無料とさせていただきます。

- ・地下2・3階 駐車場

**事業者名・団体名** 公益財団法人東京都歴史文化財団

**提案課題6 [館の管理その他に関する業務] 1 館の管理について  
(2) 危機管理体制の整備**

**1. 危機管理対策の基本的考え方**

施設の管理運営に伴う危機とは、火災、地震、風水害、感染症、不審者、テロ、建物・設備等に起因する事故など、様々なものが想定されます。これまで財団が培ってきた安全管理ノウハウに基づき、危機管理対策の向上に努めてきましたが、さらに新型コロナウイルス等の感染症が発生した際の対応を含め、危機に際し柔軟な対応ができるよう、危機管理マニュアルの見直し、社会状況に合わせた対策の策定や訓練を行うなど、これまで以上に危機管理対策の推進を図ります。その際、都立文化施設として、地域や各館の特性等を踏まえ、より実践的・効果的な対策を講ずべく尽力いたします。

財団は、東京都が目指す「安全・安心な都市」の実現に向け災害対応力を備えるとともに、後世に継承させていくべき文化資源を守ることを目的に、以下の危機管理対策を実施します。

**2. 危機管理における対応・対策**

**(1) お客様の安全確保等の取組**

来館されたお客様に対する安全確保は、施設管理運営の根幹となります。危機管理マニュアルを作成し、日頃から対策を進めるとともに、非常時の連絡体制を明確にし、万全の対応をとっていきます。主な危機に対する対応は以下のとおりです。

なお、テロ等の緊急処理事態に備えて、日頃から、東京都等の関係機関と危機情報を共有するとともに、各館と所轄警察署との緊密な連絡体制を維持していきます。また、オリンピック・パラリンピック開催時に実施したテロ対策の取り組みを活かし、テロ等に対し、引き続き、対策を進めます。

さらに、新型コロナウイルスをはじめとした、感染症の拡大防止についても、お客様の安全確保のため、また、都民開放施設の責務として、東京都及び医療機関等と連携し適切に実施いたします。

	対 策	発災時の対応
地震 火災 風水害	<ul style="list-style-type: none"> <li>火気器具周辺には燃えやすいものを置きません。</li> <li>展示品等の落下防止、転倒防止などの対策をします。</li> <li>消火器等防災設備位置と避難誘導線について日頃より把握するとともに定期点検を実施します。</li> <li>館周辺を見回り、強風にとばされやすいものや被害拡大につながる危険物を事前撤去します。</li> <li>看板等の取り付けを確認します。</li> <li>日頃より、周辺機関と連携を密に取り、あらゆる事態を想定した訓練を実施します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>お客様の安全確保を最優先とし、各自が自衛消防計画に基づき初期消火、消防・警察への通報、避難誘導を行います。</li> <li>地震の場合には、地震の大きさや震源地情報、館周辺の被害状況等を情報収集し、お客様に適宜適切に情報提供を行います。</li> <li>SNSを利用して、施設周辺の状況や交通情報等お客様に必要な情報を提供いたします。</li> <li>負傷が発生した場合は、負傷者の応急手当や、同行者の捜索を行うとともに、直ちに医療機関に連絡を行い、搬送の協力をを行います。</li> </ul>
不審物 不審者 テロ対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>挙動不審の者がいたら声をかけるとともに、関係部署への連絡連携を密にするよう心がけます。</li> <li>職員は必ず職員証を携帯します。</li> <li>放置機材や荷物等による死角となる場所をつくりません。</li> <li>所管警察署等が行う訓練への参加等、日頃から緊密な連絡体制を構築します。</li> <li>テロ予告やテロ発生時の対応について、事前に危機管理マニュアルに定めることで、万が一、予告があった場合及びテロが発生した際に、適切に対応できるよう備えます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>お客様の安全確保を最優先とし、警察への通報、関係部署への連絡を速やかに行い、迅速に必要な対応を行います。</li> <li>テロ発生時には、事前に定めたマニュアルに基づき、テロの形態等に応じて避難行動を行うなど、適切に対応を行います。</li> <li>爆破予告等があった場合、危機管理マニュアルに基づき、直ちに警察へ通報するとともに、お客様を館外の安全な場所へ避難誘導いたします。避難誘導後、トイレ、ゴミ箱など館内を再点検し、不審物の有無を確認します。</li> </ul>
感染症	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健所や最寄り医療機関等との連絡体制を構築します。</li> <li>平常時からの対策として消毒液等を設置し注意喚起します。</li> <li>新型コロナウイルス等の感染症が都内で拡大している時期には、施設管理者として対応方針を定め、徹底して拡大防止に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染の疑いのある来館者が発覚した際は直ちに保健所へ情報提供し、指示に従い行動します。</li> <li>新型コロナウイルス等に職員が感染した際は直ちに保健所へ連絡をし、指示に従い行動します。併せて、HP等で必要な情報公開を行います。</li> </ul>
事故 急病人	<ul style="list-style-type: none"> <li>所轄警察・消防署や最寄り医療機関等との連絡体制を構築します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>救護室提供や応急手当の実施、救急車の出動要請(必要に応じて同行)等、迅速に対応します。</li> </ul>

事業者名・団体名 公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題6 [館の管理その他に関する業務] 1 館の管理について  
(2) 危機管理体制の整備

(2) 消防設備及び感知器の設置、訓練等

①消防設備

ハロゲン・ガス、スプリンクラー、携帯消火器、消火栓、防火シャッター、非常用自家発電機

②感知器

自動火災報知器、煙感知器、熱感知器、排煙機

③訓練

消防計画に基づき、近隣消防署の協力を得て、消火器の実放射訓練、屋外消火栓の放水訓練、通報訓練、避難誘導訓練などを行う自衛消防訓練を行います。

④その他

館内にAEDを適切な位置に設置し、即時対応が取れる体制を整えます。また、防犯カメラについては、管理責任者を配置して要綱に基づき適正な運用を図っていきます。また、災害時に利用できるWi-Fiを適切に保守・運用します。さらに、避難誘導の際に、海外からの来館者に適切な情報が伝わるよう、多言語による対応にも努めます。

3. 危機発生時の連絡体制の確保

危機発生時は、災害時の情報収集を迅速に行い、状況を財団事務局に第一報を伝えます。その後、状況把握に努め、設置者である東京都と財団事務局に対して随時報告します。連絡体制を確保するため、現場対応を担う職員と連絡調整を行う職員を区分するなど、館内の情報を共有した上で、緊密な連絡体制を確保します。そのため、緊急時に至急の連絡伝達を行う担当者「連絡責任者」をローテーション表等に明示します。閉館時においては、館内に常駐する監視警備員等から副館長等に被害状況等を報告することとし、状況に応じて財団事務局に連絡し緊急連絡網により参集した職員が対応します。また、緊急用携帯電話を配布し、休日夜間でも速やかな対応が可能となる体制を構築します。

災害・事故等発生時には、正確かつ迅速な情報発信のためマスコミへの確に情報を提供します。そのため、館内の危機発生時における体制を徹底し、指示・命令系統の徹底を図ることで、情報発信の一元化を図ります。

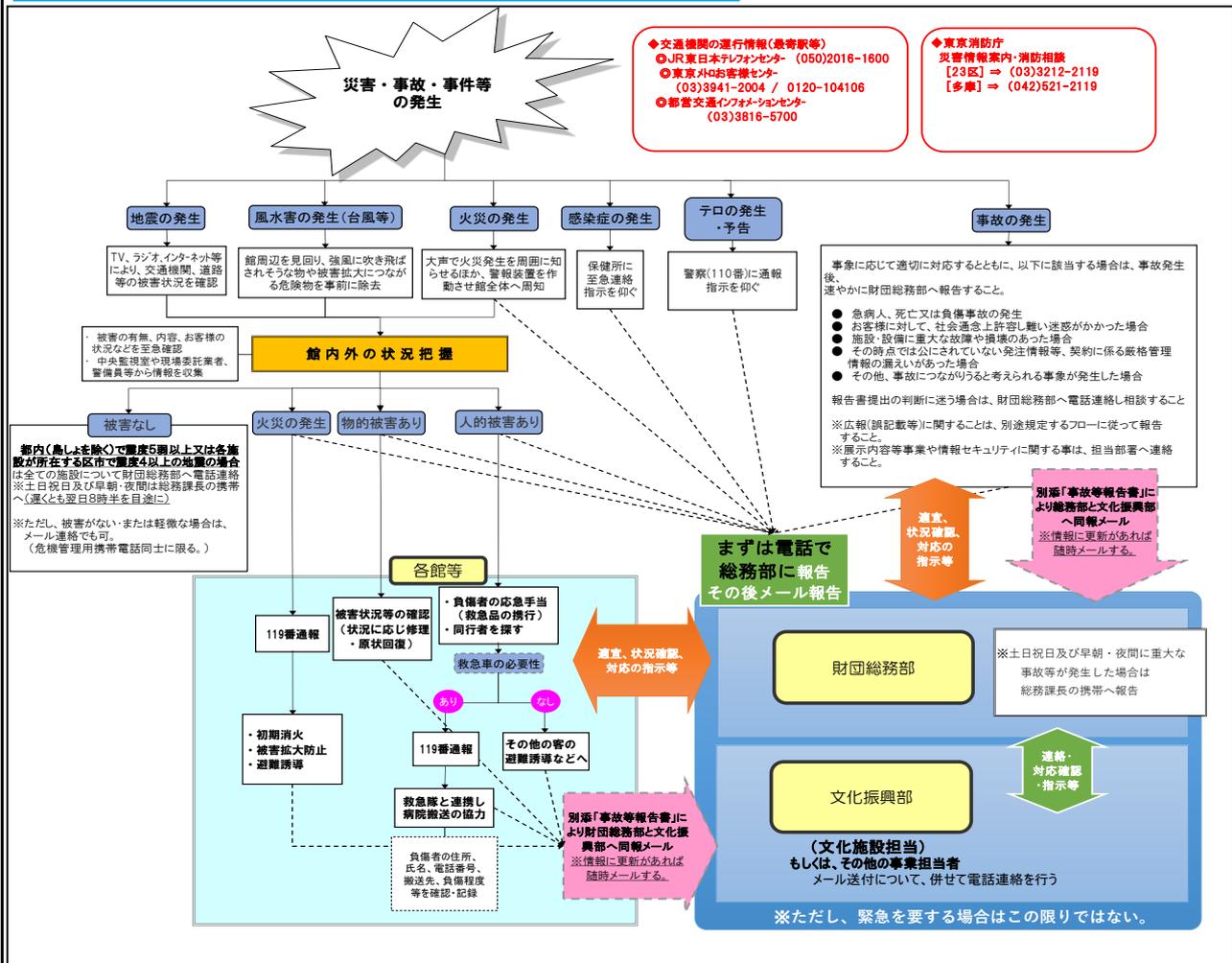
なお、東京都政策連携団体として、不適正事案発生時には、行政改革推進部にも報告をいたします。

事業者名・団体名

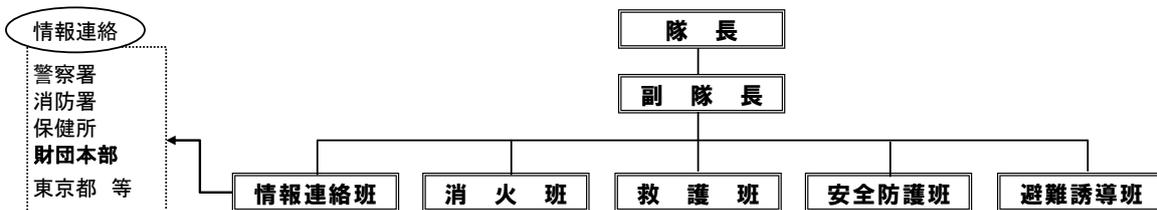
公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題6 [館の管理その他に関する業務] 1 館の管理について  
(2) 危機管理体制の整備

(1) 災害・事故等発生時におけるフロー(イメージ)



(2) 館内の災害・事故等発生時における体制例



4. 災害発生時における都立文化施設としての役割の遂行

大規模災害発生時等には、都との協定に基づき、都立施設に求められる一時滞在施設等の役割を適切に果たし、災害備蓄品の提供や、負傷者の救護医療スペースの確保などを東京都と協議の上、実施していきます。

また、都が指定する広域ボランティア活動拠点として指定された施設については、災害発生時、広域拠点として使用スペースの提供を行うなど、関係機関等の活動に協力します。

さらに、東京都国民保護計画における大規模集客施設として、テロ等の発生に備え、危機管理の強化を日頃から行うとともに、テロ等の危機に関する事業者連絡会に参画し、関係団体や地域団体と危機情報の共有を図ります。

今後も、より安全・安心して都立文化施設を利用していただけるよう、警察・消防機関の他、関係団体や地域団体等との連携を進め、危機管理体制の万全を図ってまいります。

事業者名・団体名 公益財団法人東京都歴史文化財団

## 提案課題6 [館の管理その他に関する業務] 2 地域等との連携の取組について

東京芸術劇場を中心とした同心円を少しずつ広げていき、西口と東口を結び地域に貢献していきます。

### ○西池袋

- ・東京芸術劇場前のグローバルリングでの活動と連携して、国際的な芸術祭(SaLaDフェスティバル、TACTフェスティバル)を開催。観光協会、商工会議所とも協力して地域とともに事業を盛り上げていきます。
- ・「池袋モンパルナス西口まちかど回遊美術館」の中心的な施設として、地域の活動に積極的に協力
- ・各種フェスティバル実施に関しては、隣接するグローバルリングや街なかプログラムを展開し、芸術文化を地域に沁み出させる役割を担います。

### ○城北地域

- ・池袋の西口のグローバルリング東口のハレザ・アウルスポットと連携して、国際的な芸術祭「東京芸術祭」を、豊島区・としま未来財団と連携して実施

### ○豊島区

- ・池袋を囲む4つの公園と劇場等を巡回するイケバスの運行にも協力

### ○都内の高校

- ・都立芸術高校の卒業公演の場所として協力。演劇部の都大会、美術・書道の展示会場を提供。若手育成にも尽力

### ○外国人

- ・東京芸術劇場のある池袋地域は、中国、バングラシユなどの外国籍の住民の多い地域です。保育園も各国別にあるなど、いろいろな多国籍の方が増える一方、融合せず、交じり合わない傾向が強まっております。東京芸術劇場では、多言語での劇場ツアーを実施し地域の住民また観光客へ劇場の存在意義をアピールするとともに、中高生センタージャンプ、子供スキップなどの地域施設と共同でコミュニケーション・ワークショップを展開します。事業を行うとともに、これらの事業を他の文化施設でも展開できるようファシリテーターの養成もおこないます。このような取組により、多文化共生社会に貢献できるようにいたします。



事業者名・団体名

公益財団法人東京都歴史文化財団

○マルシェ構想

感性空間創造

マルシェ

- ・誰でもクリエイター(手作り市)  
誰でも自己表現できる空間
- ・楽市・楽座(自由市)  
造っている人の姿が見える
- ・一坪シアター
- ・空間デザイン
- ・サイン計画の工夫

コンシェルジュ

- ・非日常の演出  
デジタル時代こそその皮膚感覚のコミュニケーションツール
- ・アートマネジメントサービスを掘り下げる  
劇場内で行われている公演や楽しみ方をサポート
- ・作品以外の魅力を伝える  
作品の他、劇場や周辺地域のストーリー(物語)を伝える
- ・人気コンシェルジュによる劇場ツアー開催  
コンシェルジュの人気投票
- ・コンシェルジュへの芸劇の人材育成の活用  
東京演劇道場、シアターコーディネーター

本提案書の9ページ、課題2-1-(1)「基本方針と達成目標」の「(6)日常的に新しい発見に出逢うことができ、ワクワクする感性に働きかける劇場」を具現化する形で、今後、劇場前広場やアトリウム、ロアー広場のそれに続く池袋駅西口公園にマルシェ(市場)を創り、物販からパフォーマンス等々を交えて、新しい出逢いと好きを見つける場を提供していくことを目指します。そのため、地域や近隣大学、NPOと連携していきます。



管理・連携を含めました館全体の運営にあたりまして、便利さという意味で、最高の立地にある公共文化施設として、一般の市民の皆様にとって役に立つ公共文化施設のイメージを体現していくことに腐心してまいりました。多くの市民の皆様にとって役に立つ施設であると同時に、意義のある施設でありたいという強い思いです。安定した管理及び積極的な周囲との連携のほか、課題5「組織及び人材」とも重複しますが、市民の皆様の願いに応えられるよう、創造発信、国際交流、地域ネットワーク、障害者アート、ダイバーシティ対応など、一通りのことが行えるようになるまで人員を増やすことなど苦労もありましたが、その結果、冒頭の前期指定期間の総括で記載させていただいた水準に達したものと考えております。今後、組織・人材・管理の面におきましては、例えば、2018年(平成30年)、鳥取から文化庁の補助金で受け入れたスタッフが、その後も連携して仕事を行っているように、全国からオンジョブトレーニングで人材を受け入れ、終了後地域に戻った後、当館とさらなるネットワークを広げていくことなどを、この先行っていければ良いと考えています。

国内最大規模の芸術系財団として、資金供給、人材交流など安定していることを強みに、地域の住民の皆様、都民、そして全国の皆様にとって、組織・人材を最大限に活用するほか、安定した管理を行うことで、芸術文化の創造・発信の拠点であり続けたいと考えております。

豊島区では、「文化創造都市宣言」「豊島区文化政策推進プラン」に基づき、文化を軸とした街づくりを進めており、大規模な池袋西口地区の再開発を予定しています。池袋西口地区再開発のエリアマネジメントに積極的に参画し、文化・芸術等の活動拠点となる新たな街づくりに際し、当館の企画力や事業実施について、周辺地域と連携を深めてまいります。